

令和元年度

第5回島根県公共事業再評価委員会議事録

令和元年10月25日(金)

島 根 県

令和元年度 第5回島根県公共事業再評価委員会議事録

件名	令和元年度 第5回島根県公共事業再評価委員会
日時	令和元年10月25日(金) 15:00～17:00
場所	島根県職員会館 健康教育室
出席者	<p>●委員 上野和広、武邊勝道、常國文江、寺田哲志、豊田知世 長廻英夫、松浦俊彦、平川眞代、三輪淳子 (敬称略)</p> <p>●県 土木部 次長、土木総務課長、道路建設課GL、河川課長、 港湾空港課長、砂防課長、建築住宅課GL 他 農林水産部 参事、森林整備課上席調整監 他 事務局 技術管理課長 他</p>
配布資料	<ul style="list-style-type: none"> ・議事次第 ・令和元年度第5回島根県公共事業再評価委員会出席者名簿 ・令和元年度公共事業再評価対象事業箇所表、位置図 ・再評価委員会実施スケジュール ・公共事業再評価対象事業箇所 担当委員一覧表 ・(案) 公共事業再評価について 意見具申 ・対応方針 (案)

1. 開会

2. 挨拶（土木部次長）

3. 議事

○（事務局）本日は、委員9名全員御出席です。委員会設置要領第5条第2項の規定により、会議は成立しています。

<追加資料：左鐙Ⅱ工区>

この度、左鐙Ⅱ工区の対応方針として5-3ページを追加しています。左鐙Ⅱ工区は費用対効果を算定しないと説明しましたが、島根県独自の評価を行っていますので、その資料を追加しました。これについては、後ほど左鐙Ⅱ工区の冒頭で道路建設課から説明します。合わせて5-2ページも修正がありますので、差し替えをします。

<委員紹介>

事業者及び事務局の出席者については、お手元に配付しました議事次第名簿のとおりです。この名簿をもってご紹介にかえさせていただきます。

<議事進行>

○（事務局）これからの進行については、会長をお願いします。

○（会長）暑い時から現地の調査を始めて、今日5回目で具申案をまとめる日が来ました。お忙しい中、委員の皆さんは原稿を仕上げてくださいありがとうございました。今日審議して、よい具申案になれば良いと思っています。

それでは、議事に入ります。きょうの議事録は、内容確認と署名を委員と委員にお願いしたいと思います。

（1）意見具申案の審議

○（会長）それでは、知事に提出する意見具申案の内容を審議していきます。配付されている具申案の1ページの中ほどに総括的意見、3ページから審議対象事業、5ページから日程と経過が記載されています。6ページからが詳細審議箇所の再評価結果です。15ページにその他の審議箇所の再評価結果がまとめてあります。

私は、それらを熟読し、委員会の審議状況を振り返りながら再評価結果の総括をまとめました。

今日の審議の進め方は、3ページの表の抽出箇所について、順に各委員の意見具申案を事務局から読み上げてもらいます。続いて、公共事業再評価対象事業箇所表の順に担当委員から補足意見をいただきます。順次、審議を進め、全箇所の審議をしていきます。

また、我々が出した具申案に対して逐次該当課から意見やコメントもあればいただきたいと思います。最後に、総括意見の審議を行うということで進めていこうと思いますが、よろしいでしょうか。

【森林整備課関係】

① 県営林道開設事業 足尾線

○（会長）では、具申案の審議に入ります。6ページ、詳細審議箇所からです。

それでは、県営林道開設事業、足尾線の具申案を読み上げてください。

〔意見具申案読み上げ〕

○（会長）では、この案件を担当された委員から補足説明があればお願いします。

○（委員）補足は特にありませんが、県内の木材需要が急増している現在の状況を見て、早急な林道の開設をお願いします。それから、インフラだけを整備しても木材需要に対応することはできません。産業が非常に少ない地域で林業というものが非常に重要な産業になることが期待されている分、林業従事者の育成など、インフラのハード面だけではなくソフト面での取り組みにも期待したいと思います。

○（会長）それでは、副担当の委員から補足説明はありますか。

○（委員）委員がまとめて言われましたので、特に意見はありませんが、1つだけ申し上げます。林道ではなくても、県道端に相当伐採され、チップに使っておられます。何年後に材木に使うのか、今後の植林計画をきちんと整備することが必要です。今は外材も使われていますが、いずれまた国産の材木を使う時代が来るとすれば、およそ40年後は、切り出しています。この林道についても植林計画と管理計画をきちんと立てて、後々優秀な用材が立ち並ぶことを期待していますので、よろしくをお願いします。

○（会長）それでは、森林整備課からこの具申案や委員からの補足に対して何かコメントがありましたらお願いします。

○（森林整備課）この度、林道足尾線について、委員の皆様にご審議並びに事業継続のご判断をいただき、ありがとうございます。

島根県の森林・林業施策については、県内の森林資源が利用期を迎える中、合板工場や

木質バイオマス発電所などにより原木の需要が増大しています。これに対応した県内産原木の供給が求められているため、県では、切って、使って、植えて、育てるという循環型の確立を目指し、安定的な原木供給を行う必要があります、その実現に向けたさまざまな施策を展開し、協力しています。

林道は、その中で原木の搬出、流通を図るために基盤施設であり、循環型林業を確立するためには重要なものです。当該路線についても、引き続き早期完成に向けて事業を進めるよう努めてまいります。また、先ほど委員からの意見にありました担い手についても、合わせて対策をとって進めていきたいと思っています。

○（会長）森林整備課のコメントを聞いて、委員の皆様から何かほかのご意見はありませんか。

それでは、この案のとおり決定してよろしいですか。

〔一同同意〕

【道路建設課関係】

②防災安全交付金事業 国道431号 国富工区

○（会長）では、次に進めようと思います。防災安全交付金事業、国道431号国富工区についての意見具申案を読み上げてください。

〔意見具申案読み上げ〕

○（会長）では、この案件について、委員から補足説明がありますか。

○（委員）この事業に関する意見については具申案へ全て書きましたので、新しく補足することは特にはありません。より安全な歩道の整備とか、今後、広域河川事業で再整備する時に整備したものをできる限り有効活用していただきたい。限られた予算を使って2つ事業をする際に、その投資に対する効果になるべく最大限になるような検討をしながら、今後も事業を進めていただければと思います。

○（会長）では、委員から補足説明ありますか。

○（委員）特にありません。

○（会長）他の委員の皆さんはどうでしょうか、何か意見がございますか。

では、道路建設課から、この具申案に対してコメントがありましたらお願いします。

○（道路建設課）この度は国道431号国富工区について、事業継続の意見答申をいただき、ありがとうございます。安全な歩行環境の確保のため、早期の事業完了に向けて引

き続き取り組んでいきます。

ご指摘いただいた1つ目の歩行者の安全対策、歩車道境界における防護フェンスの設置については、交通量、車の走行速度、通学路指定等の基準を定め、前向きに取り組んでいきます。

2つ目の他事業との連携について、将来の広域河川改修事業の実施に当たっては、経済性や環境に配慮し、本事業で設置した護岸を有効活用できるよう、引き続き所管する河川課へ事業を引き継いでいきます。

○（会長）他にご意見がなければ、この具申案で決定しようと思いますが、よろしいですか。

〔一同同意〕

それでは、このように決定しました。

③防災安全交付金事業 国道187号 大野原工区

○（会長）続いて、防災安全交付金事業、国道187号大野原工区の意見具申案を読み上げてください。

〔意見具申案読み上げ〕

○（会長）それでは、担当の委員から補足説明等ありますか。

○（委員）補足説明は、特にありません。進捗状況も高く、整備部分と整備していない部分が交互にあるという点で、早めの事業完成が望まれます。

○（会長）それでは、同じく担当された委員、ご意見がありますか。

○（委員）特にありません。

○（会長）他の委員の皆さんはどうでしょうか、ご意見ありますか。

○（会長）それでは、道路建設課から大野原工区の具申案に対するコメントがありましたらお願いします。

○（道路建設課）この度は、国道187号大野原工区につきまして事業継続の意見答申をいただき、ありがとうございます。

国道187号大野原工区については、吉賀町立柿木小学校、柿木中学校の通学路となっている区間ですが、歩道未整備の部分があり、それを改善するため歩道を設置し交通安全の向上を図っています。現時点では、全延長2,650mのうち940mがまだ事業中であり、現地を確認していただいたように、整備中と整備済の箇所が交互に分布している

ため、十分な整備効果が発現されていない状況です。ご意見をいただいたように、早期の全線供用を目指し、速やかに完成するよう進めていきたいと考えています。合わせて、コスト縮減及び高津川河川環境への配慮にも引き続き対応していきます。

○（会長） それでは、大野原工区は具申案のとおりで決定してよろしいですか。

〔一同同意〕

④防災安全交付金事業（一）匹見左鑑線 左鑑Ⅱ工区

○（会長） 続いて、防災安全交付金事業、（一）匹見左鑑線左鑑Ⅱ工区は追加資料があります。その説明からお願いします。

○（道路建設課） 一般県道匹見左鑑線左鑑Ⅱ工区について、追加資料をつけています。資料5-3をご覧ください。

匹見左鑑線左鑑Ⅱ工区については、1.5車線的改良を採用しています。1.5車線的改良の費用対効果は、便益の評価手法が確立されていないことから、B/Cは算定されていません。平成28年度の再評価の答申の中で新たな評価手法を検討するようというよう意見具申がありました。

それを踏まえて平成30年に作成したのが、資料5-3の総合評価算定シート（以下「評価シート」という。）です。この評価シートの考え方ですが、B/Cが算定できないため、それに代わる数値基準として、過去の事業実績から算定した延長あたりの事業費を指標として評価します。それが資料5-3左上の表、延長あたり事業費「a」です。本工区については、その下の総合評価欄で延長あたり事業費を「a a」と評価しています。

もう1点の評価指標としては、社会的効果「b」の項目です。2車線改良事業で作成した中山間地域の評価シートを利用し、1.5車線的改良の事業規模に見合った項目のみを選定して評価しています。今回は該当箇所を点数化すると合計50点となり、社会的効果が40点以上であることから「b b b b」と評価しています。

今回の結果としては「a a b b b b」となり、総合評価として「事業を行う価値がある」と判断しました。現在、1.5車線的改良の箇所については、この評価シートをもとに算定しています。これまでの委員会にこの資料を添付していませんでしたので、今回追加させていただきます。

それから、以前お配りした資料5-2を修正いたします。左鑑Ⅱ工区の空測写真で、白引き出し線の610mという表示位置が間違っていました。今回修正いたします。

○（会長） それでは、次に、具申案を読み上げていただき、その後でご意見を申し上げます。

〔意見具申案読み上げ〕

○（会長） それでは、この案件の担当の会長代理から、補足がありましたらお願いします。

○（会長代理） 補足はありませんが、最近の災害を見てもかなりひどい状況にありますので、早期完了をされることを望みます。

○（会長） 同じく担当された委員から補足意見等がありますか。

○（委員） 特にないです。

○（会長） わかりました。他の委員の皆さんは何かご意見はありませんか。

それでは、道路建設課から左鏡Ⅱ工区の具申案に対するコメントがあればお願いします。

○（道路建設課） この度は、一般県道匹見左鏡線左鏡Ⅱ工区について事業継続の意見答申をいただき、ありがとうございます。

一般県道匹見左鏡線左鏡Ⅱ工区については、急峻な地形を有し、交通量も比較的少ないため、1.5車線的改良を採用し道路整備を進めています。ご意見をいただいたように、路線沿いには上横道地区があり、中心市街地の日原方面へは唯一の路線です。また、当該区域には落石危険箇所もあり、周辺の迂回路も幅員が狭く、大きな災害が発生した場合には、孤立する可能性も含んでいます。先ほどもご指摘のありました近年の大雨、先般の台風19号等、いろいろな災害や局地的大雨も増えてきており、早期の完成が図られるように進めていきたいと考えています。

○（会長） 左鏡Ⅱ工区について、他にご意見などありますか。委員、お願いします。

○（委員） 評価シートのa、bの基準があって、例えば資料3-3の中山間地域の評価シートと点数の区分けの部分が違っているのは、これは対象事業ごととか、対象地域ごとに点数の区分けが違ってくると理解すれば良いのでしょうか。

○（道路建設課） 資料3-3については、通常、2車線改良を実施する場合の評価シートです。費用対効果も含めて総合的に判断するように各種要件を定めています。1.5車線的改良ではいろいろな地形上の要因もあり、旅行速度が40km/h相当を確保できるようにするため、2車線よりも簡易的な整備となり、B/Cの算定という明確な指標がありません。もともとある社会的効果を、中山間地域で行う1.5車線的な要因に区切った

形で抽出して、評価をしています。

そして、B/Cがないため、過去の代替路線延長ごとの事業費を勘案して、個々の計画について延長に対する事業費を割り戻した形での評価も合わせて行っています。

○（委員）例えば社会的効果というのは、2車線で、3.3の場合には30点未満がbであるけれども、1.5車線の場合にはちょっと基準が変わって、10点未満でb区分になっているということですか。

○（道路建設課）はい、そういうことです。

○（委員）わかりました。

○（会長）私からも質問させてください。今3つ、防災安全交付金事業がありますが、そのうち2つは評価シートがあって、大野原工区は評価シートがついてないのですが、その理由を教えてください。

○（道路建設課）大野原工区については、歩道整備を重視した交通安全事業です。この事業については、費用対効果B/C、それに合わせた総合的な社会的効果の明確な指標が定まっていないため、現時点では評価シートは設けていません。

○（会長）わかりました。左鐙Ⅱ工区の具申案は、このように決定してよろしいですか。

〔一同同意〕

【河川課関係】

⑤広域河川改修事業 高瀬川

では、引き続き、広域河川改修事業、高瀬川の意見具申案を読み上げてください。

〔意見具申案読み上げ〕

○（会長）それでは、この案件の担当の委員から補足説明等がありますか。

○（委員）補足は特にはないですが、商業施設や住宅地が非常に多く、B/Cが非常に高い事業でありますので、早急の工事をお願いしたいと思います。洪水の頻度が増えていますので、場合によっては見直しをしながら進めていただきたいと思います。

○（会長）では、同じく担当された委員から補足説明等はありませんか。

○（委員）意見具申案にもありますけれども、近年、気候変動により集中豪雨の増加が見られます。この事業で想定されている雨量を超える雨が降ることがあり得ますので、有事の場合に地域住民の方がきちんと避難できるように、この事業で対応できる災害レベルをきちんと周知するというソフト面も同時に進めていただきたいと思います。

○（会長）ほかの委員の皆さん、どうでしょうか。ご意見はありませんか。

では、河川課から、この具申案に対するコメントをお願いします。

○（河川課）この度、広域河川改修事業高瀬川について、ご審議並びに事業継続の判断をいただき、ありがとうございます。

出雲市の高瀬川については、自然植生に配慮した自然川づくりにより整備を進めていますが、この度、各委員からいただいたご意見を参考して、令和13年度完了に向けて、さらなる事業進捗に努めてまいります。

また、ご意見にありましたように、近年、全国的に経験したことのない記録的な豪雨が頻発化しております。こうしたものに対して、地域の住民の皆様の安全安心を確保するために、現在、県では7圏域で、水防法に基づく減災対策協議会を立ち上げています。こういう場を通じて、命を守る避難行動につながるソフト対策についても、関係機関と連携してハード対策と一体的に取り組んでまいります。

○（会長）今、減災対策協議会というお話が出ましたが、工事にあたり事前に話し合いをするようなことがありますか。

○（河川課）いわゆる想定外の災害が発生した時（特に水防関係）に、ハード整備が途中でできていない場合もあります。そうした場合に降雨による浸水被害がどういったエリアに及ぶのか、どういう避難行動をするのかを決定する減災対策協議会を立ち上げております。これは国、県、関係市町村により構成する会議であり、災害が起こった場合の具体的な対応（例えば要避難者への配慮、施設の避難計画の策定、浸水区域の想定、実際の水防活動）に取り組んでいます。そういうものを毎年協議しながらフォローアップして、進めている状況です。

○（会長）そこには、地元の住民の方は入られてないのですか。

○（河川課）地元の住民の方は入っておられません。現在の構成員は行政関係者だけになっています。

○（会長）今の河川課のコメントを聞かれて何かご意見はありますか。

それでは、具申案をこのように決定してよろしいですか。

〔一同同意〕

⑥総合流域防災事業 木戸川

○（会長）次に、総合流域防災事業、木戸川の意見具申案を読み上げてください。

〔意見具申案読み上げ〕

○（会長） それでは、この案件を担当された委員から補足説明等ありましたら、お願いします。

○（委員） 特に追加はありませんが、東北、関東、甲信越での川の氾濫による災害が多大な被害をもたらしていますので、県にはソフト面での市町村への支援をお願いしたいと思います。

○（会長） 副担当は私でしたけれども、やはり、いつも出るのは、期間が長いというところですね。危ないために始めた事業が長くなってしまうのは気になるところです。

他の委員の皆さんからはご意見はありませんか。

それでは、河川課から具申案に対するコメントをお願いします。

○（河川課） 総合流域防災事業 木戸川について、ご審議並びに事業継続の判断をいただきありがとうございます。

木戸川は、近くに安来市役所や小学校等が位置していて、県としても引き続きできるだけ早期に整備効果が発現できるように工夫しながら、限られた予算の中で取り組んでまいります。また、維持管理についても、適切な維持管理を継続的に行っていきたいと考えています。

また、水辺の楽校として整備した親水護岸については、現在、地元安来市が中心となって活用方法を検討していますが、県としても、その他関係団体を交えて利活用の調整を図っていきたいと考えています。

最後に委員からご意見がありましたように、ソフト対策等については、松江圏域で減災対策協議会を設置しており、協議会の中で関係市町等の意見を踏まえ、一緒になって取り組んでまいります。

○（会長） 今のコメントについて、何か言っておきたいことはありませんか。

○（河川課） 1点、意見具申について修正をお願いしたいことがあります。意見具申の3段落目の事業期間ですが、現状、「43年」という表記していますが、こちらで精査した結果、正しくは「44年」ですので、修正をお願いします。

その修正に加え、意見具申案の総括意見（2ページ目）の（4）河川事業のところにも「43年」が出てきますので、こちらにも「44年」に修正をお願いします。

○（会長） 委員、修正してよろしいですか。

○（委員） はい、お願いします。

○（会長）総括意見のほうも修正してください。

では、以上のような具申案のとおりで決定したいと思います。

〔一同同意〕

【砂防課関係】

⑧地すべり対策事業 中遠田地区

○（会長）続いて、地すべり対策事業、中遠田地区の意見具申案を読み上げてください。

〔意見具申案読み上げ〕

○（会長）これは私が担当しましたが、書いたとおりで、できればずっと観測や解析を続けていただければ、それだけで安全、危なくなるときに気づくということもあると思います。これでもう大丈夫だという状況になっているのかもしれないので、できればそのような観測を適宜やっていただきたいという意見です。

同じく担当をしていただいた委員から何かご意見はありますか。

○（委員）質問を1つと、意見を1点お願いします。

8-2ページの地すべり対策事業平面図に、保全対象事業所が24箇所とありますが、わかる範囲で結構ですので、どのような規模のどんな事業所があるのかを教えてくださいと思います。

この意見は他の事業に関係あるので、総括的意見のときに言ったほうがよかったのかもしれないのですが、「パトレポしまね」を始められましたよね。県民の方が危険な箇所を見つけたら教えてほしいと。とてもいいことだと思うので、もっと周知、広報をしっかりとされて活用されたら災害被害の軽減になると思います。

○（会長）それでは、質問事項について、砂防課からお願いします。

○（砂防課）事業所については、現在、きちんと整理したものは手元に持っていないのですが、自動車のディーラーとか、大きいスーパー等が存在しております。

○（会長）委員に教えていただきたいのですが、先ほどのパトレポしまねとは。

○（委員）実は、私、某スーパーでチラシを持って帰り友達に周知しているのですが、みんな知らないと言いますので。危ないなと思ったらパチリと写真を撮るだけで良いらしいのです。

○（会長）携帯で写真撮って送れば良いのですか。

○（委員）はい、そうです。皆さんに説明していただければと思います。

○（会長）私も初めて知ったので。

○（委員） とてもいいことなので県民の方みなさんに知っていただきたいなと思います。

○（会長） これについて、県から何か説明をいただけますか。

○（次長） スマートフォンのアプリです。ダウンロードしていただきますと、しまねっこの絵が出てきます。

もともと導入した経緯は、道路の落石対策です。県内は山間地をかなり抱えていますので、年間に換算すると県管理道路でかなりの数の落石があります。

数年前に落石がそのまま車を直撃して、本当にまだ若い、大学に通っておられる女子学生さんがお亡くなりになられたということがありました。とはいえ、なかなか全部の落石をハード的に短い期間でとめることが難しいものです。

当然、道路のパトロールも行って、そういった落石の統計を取っていて、たくさん落ちてくるとか、そういうことはしているのですが、落ちた落石に車が乗り上げたり、そのことによって交通事故が起こったりしています。

もともとこのアプリを導入した経緯は、そういったことがなるべく起こらないようにということです。落石については、我々の道路パトロールが必ず1週間に一定の頻度で道路を見て回っていますが、その間、やはりどうしても時間的な差があります。

田舎に行くと、発見された方が、丁寧にそばにどけていただいているケースも多いのですが、そういった場合でも、まず発見されたら、写真撮って送信していただくと、最近のGPSの機能で、どこでこの写真の落石があったということがわかります。直ちに必要であればそういった周りの山の調査ができるということでやっています。

もともとそういうことを目的としていますが、先ほど委員さんがおっしゃられたように、それで特に道路上の異常があれば、そういうところの写真を撮って、例えば道路が陥没していたとか、いろんな意味で異常があれば、それを送っていただくと、県にそのまま送信されて、場所情報も来て、写真が写っていればどんな異常が出ているかということがわかるので、導入しています。

これについて、先ほどスーパーで見つけられたとおっしゃいましたね。

○（委員） そうです、はい。

○（次長） 県としてもいろいろなところで、まずはダウンロードしてくださいということと呼びかけています。導入した当初、多分、市町村にも依頼して、市町村によっては広報に入れていただいたりしていますけれど、まだまだ周知不足ですので、できるだけPRしていくようにしていきたいと思います。

○（会長）ありがとうございます。よくわかりました。他のことでもいいですよ。何か崖から茶色い水出ていますよとか。

○（次長）そうですね。道路沿いでそのようなものが、特にわかれば良いです。それに2年前には松江や出雲で大雪が降ったりした時にもかなり、雪に関する情報を寄せていただきました。

○（会長）ありがとうございます。それでは、他の委員の皆さんから何かご意見ありませんか。では、砂防課のコメントをお願いします。

○（砂防課）この度は、中遠田地区地すべり対策事業のご審議並びに事業継続のご判断をいただき、ありがとうございます。

中遠田地区につきましては、対策範囲がすごく広く、平成12年から事業を開始しましたが長期にわたっています。保全対象は137戸と多く、集会所や古民家、国道9号、市道などがあり、B/Cが12以上で非常に必要性の高い地区です。

現在、現地では18ブロックのうち11ブロックが完成しています。対策が完了していないブロックについては、先ほど会長からお話がありましたように、観測、解析を小まめに行いながら、危険性等を確認して事業を実施したいと思っています。

しかし、この地すべりというものは、一旦動き出すととまらなくなってしまっていて、昨年も全国各地で地すべりが起こって、家屋移転や避難とかもありますので、事前対策という意味でも、少しでも兆候が現れれば、早目に対策をしていきたいと思っています。

○（会長）では、ほかの委員からのご意見がなければ、この具申案で決定していいでしょうか。

〔一同同意〕

⑧急傾斜地崩壊対策事業 扇町地区

○（会長）では、引き続き、8番目、急傾斜地崩壊対策事業、扇町地区の意見具申案を読み上げてください。

〔意見具申案読み上げ〕

○（会長）それでは、担当の委員から補足説明がありましたらお願いします。

○（委員）内容に関しては特にありませんが、皆さんも何回も聞いておられますように、最近の自然災害に大変不安を持っていて、どの事業も長期化していることが大変気になっています。

先ほどからご回答いただいています防災計画や対策協議会とかもありますが、そういったソフト面の見直しや避難所の再確認などのご意見が多数あったということ、県民がハード面以外にソフト面もすごく不安に思っていることなど、私たちの思いをお伝えいただきたいと思っています。

○（会長） 副担当の委員から何か補足がありますか。

○（委員） 特にありません。

○（会長） では、砂防課から具申案に対するコメントをお願いします。

○（砂防課） 急傾斜地崩壊対策事業の扇町について、ご審議並びに事業継続のご判断をしていただき、ありがとうございます。

扇町地区については、対策斜面が最大89mの急勾配の斜面で、保全対策人家が58戸、避難路の町道もあり、早期完成が待たれています。平成22年から着手しましたが、平成25年の災害があり、その災害復旧等で事業は進んでいません。今後、用地を確保して、全長が680mと施工箇所が長いので、ブロック等を考えながら、なるべく効率よく事業を行い、早期完成を目指したいと思っています。

先ほど委員からのご指摘にありましたように、近年の気候変動の原因と思われる想定外の激甚災害が起これ、昨年、全国各地で3,000件の土砂災害が起きました。昭和57年から観測していますが、過去最多となっています。島根県も土砂災害の危険箇所が広島県に次いで全国2位と大変箇所数が多く、こういった気候変動により、さらに被害の危険性が高まっているのではないかと考えています。

防災体制の強化としてのソフト対策は、まず、住民の方々が自らの危険性を認識して、迅速かつ主体的に避難していただくことが大変重要だと思っています。現在、砂防課としては、防災学習会の開催、土砂災害特別警戒区域（いわゆるレッドゾーン）の指定のための調査、調査結果の公表、指定を進めていまして、ご自分のお住まいにどういった危険性があるかを認識していただくための情報発信をしています。このようにソフト、ハード両面で総合的な土砂災害対策を進めていきたいと思っています。

○（会長） 他の委員さん、ご意見はないでしょうか。

それでは、この具申案に決定しようと思いますが、よろしいですか。

〔一同同意〕

⑨急傾斜地崩壊対策事業 椈谷地区

○（会長）続いて、急傾斜地崩壊対策事業、椈谷地区の意見具申案を読み上げてください。

〔意見具申案読み上げ〕

○（会長）それでは、担当された委員から補足意見等がありますか。

○（委員）まだ着工されていない事業ですので、本当に早期の着工をお願いしたいと思いますが、ここに書いてあるようにいろいろな事情もあります。ただ、他の事業地も同じで、昨今、本当に局地的な豪雨とか、あるいは相当な雨量になることがありますので、この事業地域内にも、既に転石や斜面崩壊なども見られていますので、危険度も高まっていると思います。いち早く着工してもらうことを望みます。

○（会長）それでは、副担当だった会長代理からお願いします。

○（会長代理）別にありません。

○（会長）それでは、他の委員の皆さんは、いかがでしょうか。何か言っておくことはありませんか。

では、砂防課から具申案に対するコメントをお願いします。

○（砂防課）椈谷地区急傾斜地事業について、ご審議並びに継続のご判断、ありがとうございます。

椈谷地区については、地図混乱があり、まだ工事着手できない状況です。ただ、保全対象には避難所とか避難路があり、砂防課としては、平成24年度からこういった地域唯一の避難所等の対策を進めています。

昨年7月の広島豪雨においても、避難途中の方が亡くなられたこともありました。そのため、国も国土強靱化3か年緊急対策で、避難所、避難路対策を重点的にするように決定しています。そういうことも踏まえ、現在、地図混乱解消のために、地籍調査を吉賀町と協力し実施しています。できるだけ早くこれを完了して、工事着手し早期完成に努めたいと思っています。

○（会長）砂防課からコメントをいただきましたが、委員から何か聞いておきたいことはありませんか。

〔質問なし、一同同意〕

では、この具申案に決定しようと思います。

【港湾空港課関係】

⑩海岸侵食対策事業 三隅港 湊浦地区

○（会長）続きまして、海岸侵食対策事業 三隅港 湊浦地区の意見具申案を読み上げてください。

〔意見具申案読み上げ〕

○（会長）では、担当された委員から補足説明等がありましたらお願いします。

○（委員）本事業は、あくまでも海岸保全ということで、JR山陰本線に近いところです。しっかり防御しなければ、先の話のように、大型の台風など来た時には流される危険性が高いと判断します。

砂浜がなくなったという現象ですけれども、溜まっていた砂が消えるのは、海岸線の中に変化があったのか、あるいは潮流が変わったのかということが考えられます。

今、現地を写真で見ると砂が溜まったように見えるのですが、やはり日本海の荒波を防御しないと、養浜で16,000m³も三隅港から砂を運び、流されないうもりで護岸対策しても、最初から台風で全部流されてしまったとなれば元の木阿弥になります。

他のいろいろな海岸線を見ると、多伎の道の駅付近の海岸線は、沖合に波を砕くブロックが設置してあります。あのような状況にすれば、完全に砂が溜まって砂浜は回復するのでしょうか、今、現地を見ると、やはりどうしても北西の風に弱いという印象を受けました。

よって、砂の動きと波を今一度検討され、養浜で砂を盛ったが全部流されてしまったということにならないように、今後も引き続いて観測、あるいは新たな追加対策をさせていただきたいと思います。

いろいろな基準があり、大体波の高さはどれぐらいにしなさいという基準値があるのですが、昨今、台風が非常に大型化していることを考えれば、計算値を若干修正することが可能であれば対応していただきたい。ただ、令和6年度に完了予定であり、それまであまり時間がありません。また、海岸の工事はどうしても波との闘いになりますから、5年間ではちょっと進捗が遅いとしましたけれども、荒れ具合によっては工事が延びることもありますので、十分な事業成果が発揮できるように、今後ともよろしくお願いします。

○（会長）それから、副担当の委員から、何かご意見はありますか。

○（委員）本事業で離岸堤等を造って、砂の動きを変更して養浜をするとのことだったのですが、砂の動きが変化したのであれば、その変化がプラスの効果として現れる部分と、

マイナスの効果として現れる部分もあり得ると思います。

この事業によってこの部分の砂浜は回復してきたけれども、その代わり他の部分が削れてきたというようなことがあるとあまり良くないと思いますので、今後、事業を実施していただく上では、少し広めの範囲で砂の動きや堆砂状況の把握というものをモニタリングして、この事業による効果と影響を把握しながら事業を進めていただければと思います。

○（会長）他の委員の皆さんから、ご意見はいかがでしょう。

では、港湾空港課から、この具申案に対するコメントをお願いします。

○（港湾空港課）委員の皆様には、委員会での審議並びに意見具申案をいただき、ありがとうございました。意見具申案において、今後の事業計画に関するご意見をいただいております、それに対して今後の取り組みをご説明いたします。

まず、離岸堤が全て完成した後の砂の動き、堆砂状況の把握です。委員のご意見のとおり、離岸堤の完成後、砂の動き、堆砂状況を把握してまいります。

また、離岸堤が計算値で求めた波浪の減勢が現地に適合しているか、今後も冬季の波浪状況について、養浜造成への影響を注視してまいります。

次に、コスト縮減のため養浜に流用する港内の浚渫土についても、ご意見のとおり土質管理を行い、白浜のイメージを損なうことがないように留意しながら事業を進めてまいります。

終わりになりますが、事業の成果が計画どおり発揮できるよう、今後も引き続き効率的かつ効果的な事業の実施に努めてまいります。

○（会長）いかがでしょうか。他の委員、大丈夫でしょうか。

〔一同同意〕

では、具申案のとおり決定したいと思います。

【建築住宅課関係】

⑪県営住宅整備事業 湊北台地区 大輪町地区

○（会長）では、県営住宅整備事業、湊北台地区、大輪町地区の意見具申案を読み上げてください。

〔意見具申案読み上げ〕

○（会長）それでは、担当された会長代理から補足があればお願いします。

○（会長代理）別段ありませんが、これから工事は着々と進んで長くなると思いますが、

その中で、もし整備内容等を見直す面が出たときには積極的に検討されて欲しいと思います。

○（会長）他の委員から何かご意見はありませんか。よろしいでしょうか。

では、建築住宅課から具申案に対するコメントをお願いします。

○（建築住宅課）この度は事業の継続という評価をいただき、ありがとうございます。いただきました意見具申については、産業廃棄物の縮減や再生可能エネルギーの活用など、近年の地球環境問題に対して公営住宅整備事業の中でできることを何か、今後の計画において検討していきたいと思います。

この県営住宅整備事業については、今後も公営住宅法の目的に則り、住宅支援を必要とする方々へ、健康で文化的な生活を営むための住宅を提供してまいります。

また、今回は既存団地内での工事になりますので、騒音、振動、粉塵等の悪影響が出ないように周辺環境の保全に努めて、周辺住民と意見交換をしながら適切な整備に努めてまいりたいと思います。

○（会長）今のコメントに関して、委員から何か聞きたいことはありますか。大丈夫ですね。

〔一同同意〕

それでは、この具申案で決定しようと思います。

【その他地区の具申案審議】

○（会長）次は、15ページの最後、詳細審議をしなかった箇所への審議に入ります。

事務局から提案をお願いします。

○（事務局）5. その他の審議箇所の再評価結果

抽出審議した11箇所以外で道路1箇所については詳細審議を行っていないが、それらの11箇所と同様な基準と方針により、適切に事業は執行されるものと判断し、事業者からの対応方針案に委員会の異論はなく、以下の1箇所についても継続が適当である。

（1）社会資本整備総合交付金事業、主要地方道桜江金城線市山工区。

○（会長）このように具申案に載せようと思います。よろしいですか。

〔一同同意〕

【総括意見】

○（会長）では、詳細審議箇所の意見、審議を終了しましたので、続いて、総括意見に移ろうと思います。

1 ページです。事務局から読み上げていただけますか。

〔総括意見案読み上げ〕

○（会長）このような総括的意見を書いてみましたが、よろしいでしょうか。委員の皆さん何かご意見はいかがですか。

〔意見なし、一同了承〕

それでは、総括意見はこのような形とさせていただこうと思います。

以上で議事は終わりですけれども、知事への意見具申は11月22日、私が代表して行うこととなります。このような内容とします。

これからの委員会は、また来年もあります、これまでの経験をちょっと踏まえていただき、さらに良い委員会にしていくために、何か来年に向けての提言等がありましたらご意見を聞いておきたいと思いますが、何かありませんか。

○（委員）ちょっとよろしいですか。

○（会長）はい、お願いします。

○（委員）意見ではなく、一つだけ教えてください。非常に工期が迫った地区もあります。農林関係では残調ということで、事業費が足りない時の予算追加や工期延期した場合に手続をしているはずですが、土木関係も当初の工事費から設計基準の改正とかトンネル掘削で岩盤が出なかったことで費用が嵩む時には、工事費（国費）を追加できますか。

○（会長）では、これは次長からお願いします。

○（次長）今、言われたように、土木、いわゆる公共事業の場合も、当初の段階で全体事業費は設定していますけれども、いろいろな要因がありその事業費の中で収まらない場合は、随時協議して事業費を追加する形は認めていただいています。

○（委員）再評価委員会を利用するわけではないですが、再評価委員会で指摘があり、対応するにはこれだけの事業費が必要だということも言えるのですね。わかりました。

○（会長）委員どうぞ。

○（委員）今回、初めて県中部と県西部の2班に分けて現地調査を行いました、私は県西部を見ていませんので、意見具申を読むとよくわからない点が多いです。やはりなるべく全員で見て、意見交換をしたいと感じました。

○（会長）私も見えていないところがあって気づかないこともありましたが、やはり全部見たいとは思いますが、来年も対象箇所の数をはっきりしませんので、箇所数によっては、もしかしたら現地調査をもう1日増やさなければいけないことが起こるかもしれません。でも、それは対応していかないといけませんね。ありがとうございます。

他のご意見はありませんか。

では、私から1つ。対応方針を最初にもらい、委員の皆さんはこれを見ながら書いていくと思います。最近、防災事業のソフト対策などの意見がたくさん出ます。この中に、防災事業のソフト対策をやっているのか、あまり載ってない気がします。

これまでお話を聞いていると、減災協議会とか防災集会をやっているのが後から出てきたりするので、もし、この様式を変えて、ソフト対策はこんなことしていますということが入っていれば、もっと議論が進むのではないかなと思います。

それから、環境対策については書いていただいていると思いますが、もっと大きな地球環境についても書いてあればわかりやすいとも思います。

他に、ご意見はいかがでしょうか。

それでは、委員の皆様、事務局の皆さんの協力で、無事全部の地区の審議を終えて、具申案ができました。ありがとうございました。

では、これでマイクは事務局に返そうと思います。お願いします。

○（事務局）会長、委員の皆様、大変ありがとうございました。

4. 挨拶（土木部次長）

○（事務局）これをもちまして第5回委員会を終了させていただきます。ありがとうございました。

5. 閉会

以上